

マイホームプラン(パッケージ型)
マイホームプランワイド 借入申込書

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします。申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入れができないことがあっても何ら異議はありません。また契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

※下記項目はお申込者をご記入ください。

お申込日 年 月 日

お申込み商品をご選択ください

☐ マイホームプラン

☐ マイホームプランワイド

同時にクレジットカードの申込みをご希望される方は下記項目をご記入ください

Tカードプラス(アプラス発行G)の申込みをご希望される方は後日発送される書面に記載されているQRコードからWEBにアクセスいただき、お申込みをお願いします。

※1 Tカード プラス (アプラス発行G) ☐ 希望する ☐ 希望しない ※クレジットカードをお申込みいただくと貸付利率年0.25%優遇させていただきます。

お申込者	フリガナ	姓		名	押印欄(お印)	性 別	☐ 男 ☐ 女	生 年 月 日	昭和・平成(満 歳)	年 月 日
	お 名 前									
	フリガナ			市区郡町名	自宅電話番号					
	都道府県名									
	ご 住 所	番地	マンション・ビル名・部屋番号		携帯電話番号					
	現 在 の お 住 ま い	☐ アパート ☐ 借家 ☐ 寮・社宅・官舎 ☐ 賃貸マンション ☐ 公営住宅 ☐ 戸建・分譲マンション(家族所有) ☐ 戸建・分譲マンション(自己所有)					居住年数	年 月		
ご 家 族	家計を共にする家族(ご本人および別居家族を含む)	人数	☐ 1人 ☐ 2人 ☐ 3人 ☐ 4人以上	家族構成	☐ 配偶者無・子供無 ☐ 配偶者無・子供有 ☐ 配偶者有・子供無 ☐ 配偶者有・子供有	世帯主との同居	☐ 同居(本人含む) ☐ 別居	ご本人または配偶者の住居費用負担(家賃・住宅ローン)	☐ 有 ☐ 無	
	運転免許証または運転経歴証明書	☐ 無 ☐ 有 → 「有」の場合は運転免許証または運転経歴証明書の番号をご記入ください。運転免許証番号 運転経歴証明書番号								
健康保険の種類	☐ 国民健康保険 ☐ 社会健康保険 ☐ 組合健康保険 ☐ 未加入 ☐ その他()									

お勤め先	フリガナ			雇用形態	☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ 一般派遣社員 ☐ パート社員 ☐ アルバイト ☐ 自営業 ☐ 自由業 ☐ 公務員 ☐ 会社役員 ☐ その他()				
	名 称 または 屋 号								
	電話番号			従業員数	☐ 5人未満 ☐ 5人以上 ☐ 50人以上 ☐ 100人以上 ☐ 500人以上 ☐ 1000人以上				
	最 寄 駅	線 駅		部 署 名					
	職 種	☐ 経営者 ☐ 事務・管理職 ☐ 販売・セールス・営業 ☐ 技術・専門 ☐ 労務・製造 ☐ 接客・サービス ☐ 運転手 ☐ 保険業 ☐ その他()		勤続年数	年 月		電話連絡優先順位		
	業 種	☐ 農林水産鉱業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 流通業 ☐ 不動産業 ☐ サービス業 ☐ 飲食業 ☐ 運輸業 ☐ 金融業 ☐ 保険業 ☐ 情報通信 ☐ 公務員 ☐ 教育・医療 ☐ 出版・印刷 ☐ 電気・ガス ☐ その他()		自営業の方のみ	開業/設立年月 年 月		下記の項目に優先順位を1~3まで順にご記入ください。 () 携帯 () 自宅 () 勤務先		

お問合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~18:30 土日祝休)
FAX : 03-6739-5657
※0570(ナビダイヤル)は有料です。
※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

ご利用にあたってのご注意



本商品は投資用物件の取得資金、リフォーム資金、借換資金、およびこれらに必要な諸費用等にはご利用いただけません。万一これらの資金に利用された場合には、借入金を一括してご返済いただきますのでご注意ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs（Politically Exposed Person）に関する確認事項について

お客さまは、以下の ① または ② のいずれかに該当しますか？「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

① 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 4) 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 6) 中央銀行の職員
- 7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

② 上記①に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）

いいえ

はい

「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および（国名）
職位名を具体的に右記にご記入ください。（職位）

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れないようご記入ください。

お申込者の税込年収

お申込者のご利用中の他社借入金額（無担保借入）※

万円

有

件

万円

無

※ご利用中の他社借入がある場合は、下記に内訳をご記入ください。

■個人のお借入れ（既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ）

借入先	借入金用途 （車、教育、携帯等）	借入日 （カードの場合、 カード契約日）	クレジットカード・ カードローンの場合のみ		現在 借入残高	年間返済額 の1/12	完済予定 有無	内マイホームプラン ワイドで借換え予定
			借入区分	借入限度額				
1		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	有 無
2		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	有 無
3		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	有 無
4		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	有 無

住宅ローン実行予定日	マイホームプラン借入希望日		マイホームプランワイド 借入希望日
	A、Bプラン	土地決済プラン	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

購入物件	①新築・戸建 ②新築・マンション 床面積()㎡	物件 住所	フリガナ 都道府県名	市区郡町名
	③中古・戸建 ④中古・マンション 床面積()㎡		番地	マンション・ビル名・部屋番号
請負・分譲業者 物件仲介業者	名称 (店舗名) TEL 担当者	住所 所在地	フリガナ	
リフォーム会社	名称 (店舗名) TEL 担当者	住所 所在地	フリガナ	

※リフォーム資金をご希望の方は工事完了後にアプラスの委託先による現地確認が必要となる場合があります。

お申込みに関しての電話確認のお願い

- お申込みいただいたお客さまに対して、アプラスからお電話でお申込みの意思およびお申込み内容の確認をさせていただきます。
- お電話の所要時間は2分程度になります。●アプラスからのお電話は 03-6739-5664 から発信いたします。
- アプラスからのお電話に出られない場合は、お手数ですが上記の電話番号までご連絡をお願いします。●審査結果のご回答は、本件の電話確認後とさせていただきます。

上記確認電話のご連絡先・時間帯について、ご希望の番号を○で囲んでください。

ご連絡先

①ご自宅

②携帯電話

ご連絡のとれる
時間帯(土日祝除く)

①9:30~12:00

②12:00~14:00

③14:00~17:30

④いつでも可

マイホームプラン記入欄

マイホームプラン

○ Aプラン ○ Bプラン
 ➡ 土地決済プラン (有) (無)

団信(融資金額500万円を超える場合)
 ➡ 付保する ・ 付保しない
 団信加入審査等で不加入となった場合
 ➡ 付保しない ・ 借入申込取消

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

		住宅取得・借入金額等							
所要資金	① 住宅取得(購入)価格※注1								円
	② 住宅取得にかかる諸費用								円
	③ 住宅リフォーム費用※注2								円
	④ 合計(①～③)								円
資金計画	⑤ 自己資金								円
	⑥ 住宅ローンⅠ(借入先:)								円
	⑦ 住宅ローンⅡ(借入先:)								円
	⑧ 借入ご希望額				0	0	0	0	円
	⑨ 合計(⑤～⑧)								円

リフォーム完了予定日

➡ 年 月 日

借入利率	借入期間	年間返済額
%	年	万円
%	年	万円

※注1) 借換えの場合は、現在の住宅ローン残高をご記入ください。
 ※注2) リフォーム費用の場合、リフォーム完了予定日をご記入ください。

■本件借入ご希望額(上記⑧)の内訳をご記入ください。

		借入ご希望金額								資金使途※注3	
Aプラン または Bプラン	⑩ 毎月返済分元金				0	0	0	0	円	① 住宅購入資金、住宅建築資金および これらに必要な諸費用 ② 購入住宅のリフォーム資金 ③ 住宅ローン借換え資金	
	⑪ ボーナス月返済分元金				0	0	0	0	円		
	⑫ 合計(⑩+⑪)				0	0	0	0	円		
土地決済 プラン	⑬ 毎月返済分元金				0	0	0	0	円		
	⑭ ボーナス月返済分元金				0	0	0	0	円		
	⑮ 合計(⑬+⑭)				0	0	0	0	円		
借入ご希望額合計(⑫+⑮)=⑧					0	0	0	0	円		

※注3) 該当する番号を○で囲んでください。

返済方法	① 元利均等返済 ② ボーナス併用元利均等返済	ボーナス 加算月	① 6月と12月 ② 7月と1月 ③ 8月と2月 ※ボーナス併用元利均等返済を選択の場合のみ記入	ご希望の 返済期間	① 60回(5年) ④ 420回(35年) ② 120回(10年) ⑤ その他(回) ③ 300回(25年) ※1年単位
------	----------------------------	-------------	---	--------------	---

■今回取得する住宅にご入居予定のご家族についてご記入ください。

【入居予定者数】

【お申込人以外のご家族】

名	続柄	年齢	現在お申込人と	続柄	年齢	現在お申込人と	続柄	年齢	現在お申込人と
①			①同居 ②別居	②		①同居 ②別居	③		①同居 ②別居
④			①同居 ②別居	⑤		①同居 ②別居	⑥		①同居 ②別居

※お申込人を含む

マイホームプランワイド記入欄

		借入ご希望金額							
Aプラン または Bプラン	① 毎月返済分元金				0	0	0	0	円
	② ボーナス月返済分元金				0	0	0	0	円
	③ 合計(①+②)				0	0	0	0	円
借入ご希望額合計(③)					0	0	0	0	円

マイホームプランワイド

○ Aプラン ・ ○ Bプラン

※既存ローンの借換希望額について
 本商品契約時点で既存ローンを完済するために必要な金額が上限額となります。
 ※本商品で借換予定の既存ローンについて
 借入残高が確認できる書類が別途必要となります。

⚠ 本商品の借換え対象となる債務の利率が利息制限法の上限を上回っていた場合、過去にお支払されたお利息が返還される場合がございます。詳しくはお近くの貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)、消費生活センター(全国統一電話番号: 0570-064-370)などにご相談ください。

		資金使途							
借換					0	0	0	0	円
借換以外					0	0	0	0	円

返済方法	① 元利均等返済 ② ボーナス併用元利均等返済	ボーナス 加算月	① 6月と12月 ② 7月と1月 ③ 8月と2月 ※ボーナス併用元利均等返済を選択の場合のみ記入	ご希望の 返済期間	① 60回(5年) ④ 420回(35年) ② 120回(10年) ⑤ その他(回) ③ 300回(25年) ※1年単位
------	----------------------------	-------------	---	--------------	---

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者をご記入ください。

お申込者	姓	名
フリガナ	姓	名
お名前	姓	名
フリガナ	姓	名
ご住所	都道府県名	市区郡町名
ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有()人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類 ①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)	居住年数 年 ヶ月

フリガナ	名称または屋号	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑥自営業 ⑦自由業 ⑧公務員 ⑨会社役員 ⑩その他()
電話番号	従業員数	部署名	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上
職種	勤続年数	業種	①農林水産鉱業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩保険業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他()
業種	開業/設立年月	自営業の方のみ	年 月

税込年収	ご利用中の他社借入金額(無担保借入)	※連帯保証人予定者の既存借入の返済を資金使途とすることはできません。
万円	有()件(万円)・無	

■個人のお借入れ(既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ)

借入先	借入金用途 (車、教育、携帯等)	借入日 (カードの場合、 カード契約日)	クレジットカード・ カードローンの場合のみ		現在 借入残高	年間返済額 の1/12	完済予定 有無	完済予定 年月
			借入区分	借入限度額				
1		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
2		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
3		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
4		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月
5		年 月 日	ショッピング キャッシング カードローン	万円	万円	円	予定有 予定無 完済済	年 月

個人情報利用同意書

年 月 日

(乙) 日本モーゲージサービス株式会社 御中

(丙) 株式会社 アプラス 御中

(丁)

御中

※ 施工会社または不動産仲介会社、不動産販売会社

(甲) 申込人 住所

氏名



(甲) 連帯保証人予定者 住所

氏名



私ども(以下、甲という。)は、日本モーゲージサービス株式会社(以下、乙という。)が提供する住宅ローン等の申し込みに際し、株式会社アプラス(以下、丙という。)が提供するマイホームプラン(パッケージ型)、マイホームプランワイドまたはブリッジローン(以下、紹介商品という。)についての紹介を受けるにあたり、下記(1)、(2)の利用目的の達成のため、下記(3)、(4)の個人情報を乙および丙、施工会社または不動産仲介会社、不動産販売会社(以下、丁という。)が相互に提供して利用することを確認し、同意します。

記

(1) 乙および丙間で適用する個人情報の利用目的

- ① 丙における紹介商品の審査・融資実行・返済期日における返済を円滑に行なうため
- ② 丙における紹介商品実行後の債権管理を適正に実施するため
- ③ 丙における各種リスクの把握及び管理の適切な遂行のため
- ④ 乙並びに丙における各種商品やサービス等の提供の案内及び提供の判断のため
- ⑤ その他、乙並びに丙における上記①及び②に付随する業務を円滑に履行するため

(2) 丙および丁間で適用する個人情報の利用目的

- ① 工事請負契約に基づく事業者の義務の履行(工事施工・進捗管理)、不動産売買契約または不動産売買に係る媒介契約に基づく不動産仲介会社の義務の履行(売買及び仲介手続き・進捗管理)
- ② その他、上記①に付随する業務を円滑に履行するため

(3) 乙および丙間で相互に提供する個人情報

- ① 氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先(お勤め先の内容)、家族に関する情報、住居状況、資産負債に関する情報、運転免許証等の記号番号等の申込者等の属性に関する情報、公開情報などの甲に関する情報
- ② 過去及び現在の取引又は申込み中の取引に関する情報(融資のほか担保、保証に関する情報を含む。)、取引経緯、融資の判断に関する情報(審査の進捗状況、融資条件を含む審査結果を含む。)
- ③ その他、甲との取引管理に必要な情報

(4) 丙および丁間で相互に提供する個人情報

- ① 丙が甲の同意を得て収集した情報であって、甲と丁との不動産売買契約、不動産売買に係る媒介契約、または工事請負契約に基づく丁の義務の履行のために丁が必要とする情報の内、丙が認めた情報(融資金額、融資実行日、甲が丙に申込み紹介商品に係る審査結果等)
- ② その他、甲との取引に必要な情報

以 上

※本書面は原本をアプラスに提出し、丁にてコピーをおとりの上、保管してください。

543-8246 1905

住宅ローンをお申込みのお客さまへ

MSJ【ふるふるパッケージ】のご案内 (アプラス商品名 「マイホームプラン(パッケージ型)」



MSJ【ふるふるパッケージ】は、住宅購入資金、リフォーム資金
および住宅購入時に必要な諸費用を対象としたローンです。
お客さまの住宅取得をサポートいたします。



- ポイント1 ご融資額は最高1000万円
- ポイント2 ご返済期間は最長35年
- ポイント3 繰上返済手数料は0円
- ポイント4 通常、お申込みから2営業日以内に審査結果を回答

クレジットカード申込みによる金利引下げのお知らせ
「Tカードプラス(アプラス発行G)」にお申込みいただくと
各プランの貸付利率から0.25%引下げいたします!
※カードの概要・年会費等、詳しくは本ローンのお申込後に送付さ
れるカードの商品パンフレットをご確認ください



**ご利用にあたっての
ご注意**

本商品は投資用物件の取得資金、リフォーム資金、借換資金、およびこれらに必要な諸費用等にはご利用いただけません。万一これらの資金に利用された場合には、借入金を一括してご返済いただきますのでご注意ください。

マイホームプラン(パッケージ型) 商品概要

商 品 タ イ プ	どちらでもご選択いただけます		A/Bプランのいずれかとセットでご利用いただけます
	Aプラン	Bプラン	土地決済プラン
貸 付 利 率	長期プライムレート(基準金利)+2.500%	長期プライムレート(基準金利)+1.500%	長期プライムレート(基準金利)+2.500%
	【いずれも事務手数料を含む実質年率15.00%以下】		—
	融資実行日の基準金利: 4月1日の長期プライムレートを当年7月から12月までの融資実行日に適用 10月1日の長期プライムレートを翌年1月から6月までの融資実行日に適用 ※基準金利はみずほ銀行における長期プライムレートとします。		
事 務 手 数 料	55,000円(税込) ※融資実行時にご融資金より差引きとなります。	132,000円(税込) ※融資実行時にご融資金より差引きとなります。	なし
貸付利率の適用基準	〈変動金利型〉貸付金利の見直し: 4月1日の長期プライムレートを当年7月の口座振替から適用 10月1日の長期プライムレートを翌年1月の口座振替から適用		
団 体 信 用 生 命 保 険	- ご融資合計額が500万円以下のお客さまはすべて団信無し型となります。 - ご融資合計額が500万円を超えるお客さまには団信付保型、団信無し型をご選択いただけます。 〈団信付保型の貸付利率〉 団信付保型をご選択いただいた場合、貸付利率が各プランともに0.400%上乘せとなります。		
資 金 使 途	- 物件の購入、リフォーム工事および住宅ローンの借換えに必要な以下の諸費用 (ただし、土地決済プランは■印のみの資金につき利用可能) - 住宅ローンの融資事務手数料 (つなぎ融資がある場合はその融資事務手数料および金利を含む) ※アプラスが提供する商品(本商品およびつなぎ融資分)の融資事務手数料、金利は除く - 火災(地震)保険料 ・ 団信初年度特約料 ■ 固定資産税、都市計画税の初年度精算金 - 修繕積立基金、管理準備金等 ・ 水道負担金 ■ 不動産仲介手数料 ■ 登記費用 ■ 印紙代 (住宅ローン契約分、売買契約書・請負契約書分) - 検査に関する費用 (適合証明・建築確認申請・地盤調査等) ※現況検査費用、リフォーム瑕疵保険料を含む - リフォーム資金(物件購入時のリフォーム資金または住宅ローンの借換えと同時に発生するリフォーム資金に限る) - 住宅建築資金 ・ 住宅購入資金、住宅ローンの借換え資金の一部 ※居住用物件に限る		
申 込 資 格	満20歳以上 65歳未満(完済時80歳未満)の個人の方		
ご 融 資 金 額	50万円以上 1000万円以内(1万円単位)		
返 済 期 間 ・ 返 済 回 数	1年(12回)~35年(420回) [1年単位]		
遅 延 損 害 金	年20.00%(実質年率)		
返 済 方 法	お客さまの預金口座から口座振替により返済 ※法人・事業者名義の口座はお取扱いできません。		
返 済 方 式	元利均等返済 / ボーナス併用元利均等返済		
ボ ー ナ ス 加 算 返 済	[6月・12月][1月・7月][2月・8月]より選択 ※ボーナス返済の支払総額は借入金額の50%までとなります。		
返 済 日	毎月27日(休日の場合翌金融機関営業日)		
担 保	不要		
連 帯 保 証 人	住宅ローンの連帯債務予定者(連帯保証人を含む)は、本商品の連帯保証人となります。		

○必要書類につきましては、別紙「必要書類一覧表」をご確認ください。 ○アプラス所定の審査があります。 ○お申込内容および他のご利用状況によりましては、ご希望に沿いかねる場合や、条件の一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。 ○別途、個人情報に関する同意書が必要になります。同意書はフラット3.5お取扱い金融機関より入手ください。 ○投資用物件の取得資金および諸費用等にはご利用いただけません。万一、投資用物件の取得資金等に利用された場合には借入金を一括でご返済いただきますのでご注意ください。



新生銀行グループ

＜お問い合わせ先＞

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
TEL:0570-550-035 Fax:03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。
※電話番号は、お間違いないようをお願いいたします。
(受付時間 9:30~18:30 土日祝休)

株式会社アプラス
登録番号:近畿財務局長(5)第00810号
日本貸金業協会会員005541号

【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】
貸金業相談・紛争解決センター
0570-051-051

= 契約内容を確認し、収支のバランスを考え、無理のない返済計画を =

マイホームプラン・マイホームプランワイド【借入条件】

第1条 (借入要領および借入金の受領方法)

1. 申込者(以下「借主」といいます)は、「金銭消費貸借契約証書」(以下「契約証書」といいます)により、株式会社アプラス(以下「当社」といいます)から貸付金を借り受けるものとします。(以下、借主と当社との融資に係る契約を「本契約」といいます)
2. 当社は、借主の本契約の申込を承諾した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に貸付金を振込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立するものとします。なお、借主は、当社が融資を行うにあたり、融資日が借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 借主は、借入希望日として、土・日、その他法令で定められた国民の祝日(以下これを「休日」といいます)を指定することはできないものとします。

第2条 (利息の計算方法)

1. 本契約の借入利率は、契約証書に記載の通りとします。
2. 毎月返済分の利息は、毎月返済分元金の残高×月利率(貸付利率の1/12)で計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
3. ボーナス返済分の利息は、ボーナス返済分元金の残高×貸付利率×6/12で計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
4. 前二項に関わらず、借入日から第1回返済日までの毎月返済分の利息については、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。また、借入日から第1回目のボーナス返済月までの利息については、借入日から第1回目のボーナス返済月の返済日までの期間について1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。なお、起算日は借入日の翌日とします。

第3条 (借入利率とその基準)

借入利率は、契約証書に定める当社所定の基準利率(以下「基準利率」といいます。)に当社が別途定める利率を加算した利率とし、基準利率の変更にともなって引下げ、または引上げられるものとします。なお、基準利率は、当社が基準として定めた銀行における長期プライムレートとします。

第4条 (借入利率の変更及び変更後の借入利率の適用時期)

1. 借入利率の変更は、基準利率の変動回数にかかわらず、年2回に限るものとし、毎年4月1日、10月1日(当日が休日の場合は翌金融機関営業日)(以下「利率変更基準日」といいます。))における基準利率と、その直前の利率変更基準日における基準利率とを比較し、差が生じた場合にその差と同一幅で変更するものとします。ただし、借入後最初に到来する利率変更基準日においては、契約時の基準利率と比較するものとします。
2. 前項による変更後の借入利率の適用時期は、4月1日に算定した借入利率はその年の6月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用し、10月1日に算定した借入利率はその年の12月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用します。
3. 借入利率を変更した場合、当社は借主に対して原則として変更後の第1回約定返済日以前に、変更後の利率、返済額ならびに返済額に占める元金内額及び利息額等の明細を文書(ご返済予定表)により通知するものとします。

第5条 (借入利率の変更に伴う返済額の変更)

第4条に伴う借入利率の変更に伴う返済額の変更は、借入利率の変更ににかかわらず、年1回に限るものとし、借入後、毎年到来する10月1日において算定した借入利率、その適用時期における約定未償還元金、残存期間等に基づいて新しい毎月の返済額を算出するものとし、その年の12月の約定返済日の翌日以降の返済について適用するものとします。ただし、この新しい毎月の返済額は、変更前の毎月の返済額の1.25倍を限度とします。なお、この限度を超える未払利息は、第6条により支払うものとします。

第6条 (借入利率の変更に伴う未払利息の取扱い)

1. 第4条に伴う借入利率の変更により毎月の約定利息が毎月の返済額を超えている場合の超過額(以下、「未払利息」といいます。)の支払いは繰り延べるものとします。
2. 前項の未払利息が発生した場合には、次回以降の毎月の返済額の中に含めて支払うものとし、その場合の充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。また、未払利息は、発生順に順次充当するものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日にそれを支払うものとします。

第7条 (最終回返済額)

最終回返済額は、毎月の返済額にかかわらず、毎月返済分及びボーナス返済分の残存元金と約定利息に未払利息を加えた金額とします。

第8条 (長期プライムレートが廃止された場合の取扱い)

金融情勢の変化その他相当の事由により長期プライムレートが廃止された場合には、当社は基準利率を一般に行なわれる程度のものに変更することができるものとし、変更後、初回における前回との比較は当社が相当と認める方法によるものとします。以降、新しく基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

第9条 (約定返済日)

本契約に基づく債務の返済日(以下「約定返済日」といいます)は、契約証書に記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

第10条 (返済方法)

1. 借主は、借入元金に利息を加算した金額を契約証書記載の返済方法により、約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従うものとします。
2. 借主は、約定返済日までに契約証書記載の返済方法による返済が無い場合には、当社の指定する預貯金口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払いその他当社が認める方法により返済することができるとものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが返済金を受領した時点で当社に対する返済がなされたものとします。

第11条 (返済方式と返済額)

本契約の返済方式は元利均等返済方式またはボーナス併用元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日に、毎月の返済額を返済するものとします。ただし、ボーナス併用元利均等返済方式の場合は、ボーナス返済月に、毎月返済額にボーナス返済額を加えた額を返済するものとします。

第12条 (返済金の充当順位)

返済金の充当順位は、費用、遅延損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

第13条 (期日前の全額繰上返済および一部繰上返済)

1. 借主は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。残債務の一部を返済する場合の1回あたりの最低返済金額は原則10万円とし、かつ1万円単位とします。なお、借主が期限内に残債務の一部または全部を返済する場合は当社との間で返済日を協議するものとします。
2. 借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の貸付利率に1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算した額を支払うものとします。

第14条 (費用等の負担)

1. 印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立または達達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。
2. 借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。
3. 借主は、第20条により担保物件の差入れを行なう場合は抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用を負担するものとします。

第15条 (公租公課)

借主が第14条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税を含む)が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第16条 (期限の利益の喪失)

1. 借主が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、または第20条により担保物件の差入れが行なわれている場合にその担保提供者もしくは担保物件について(6)から(11)までのいずれか(担保提供者が複数のときはいずれか一人に該当する場合及び担保物件が複数のときは担保提供者を問わずそのうち一つが該当した場合を含む。)に該当するときは、当社の請求により借主は未払債務の全部につき期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額を弁済するものとします。
 - (1)毎回の返済金の支払を怠ったとき。
 - (2)借入金を契約証書に定める借入金の資金使途以外に使用したとき。
 - (3)自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - (4)差押・仮差押・保全差押・仮処分申立、または滞納処分をうけたとき。
 - (5)破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
 - (6)当社の承諾を得ないで本件債務の担保となっている建物(建前部分を含む。以下同じ。)またはその敷地である土地(以下これらを総称して「担保物件」という。)を第三者に譲渡または処分したとき。
 - (7)担保物件について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - (8)担保物件が滅失、損傷、または著しく減価したとき。
 - (9)担保物件が法令により収用され、または使用されたとき。
 - (10)第三者から、担保物件について訴訟を提訴されたとき。
 - (11)担保提供者が、当社との間の抵当権設定契約証書第4条に定める表明保証に違反していたことが判明したとき、もしくは誓約に違反したとき。
- (2)当社に提出した書類に虚偽があったとき、その他不正な方法により借入をしたとき。
- (3)当社の債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。
- (4)上記の他、本契約のいずれかの規定に違反したとき。
2. 借主は、借主の氏名もしくは住所の変更後その通知を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって当社に借主の所在が不明になったときまたは借主について破産手続開始決定があったときは、当社から借主に対する返済請求がなくても、未払債務の全部につき当然に期限の利益を失うものとします。
3. 期限の利益の喪失は、借入利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみその効力を有するものとします。

第17条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主、連帯保証人および担保提供者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)自己および自己の関係会社の役員および従業員ならびに自己の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること。
 - (2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、の関与をしていると認められる関係を有すること。

- (6)その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主、連帯保証人および担保提供者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 借主、連帯保証人または担保提供者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、借主、連帯保証人または担保提供者に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主、連帯保証人または担保提供者はこれに応じるものとします。
4. 借主、連帯保証人または担保提供者が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、借主、連帯保証人または担保提供者との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、借主または連帯保証人は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下これらを「損害等」といいます。)が生じた場合には、借主または連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により借主または連帯保証人に損害等が生じた場合であっても、借主または連帯保証人は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
6. 第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、借主または連帯保証人が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。
- 第18条(届出事項の変更)
1. 借主および連帯保証人は、当社に届出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適当と認めた方法により届け出ることができるものとします。
 2. 借主および連帯保証人は、前項の住所・氏名の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着、または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。
- 第19条(遅延損害金)
- 借主は、返済金の返済を遅滞した場合、または第16条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対し年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日(閏年の場合は年366日)とする日割計算とします。
- 第20条(担保)
1. 借主は、当社が債権保全のために必要と認めたときは、当社の請求により、ただちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
 2. 借主は、自ら提供した担保物件について変更、処分または譲渡する場合、予め書面により当社の承諾を得るものとします。
 3. 当社は、借主が期限の利益を喪失した場合、法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法により担保を取立てまたは処分し、その取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約に基づく債務の返済に充てることができるものとします。
 4. 借主の提供した担保につき、災害、事故その他の当社の責めによらない事由により損害が生じた場合、当社はこれにつき責任を負いません。
 5. 連帯保証人および担保提供者が担保物件に抵当権を設定する場合には、前各項の規定を準用するものとします。
- 第21条(調査および報告)
- 借主および連帯保証人は、当社が、借主および連帯保証人の経済状況、担保物件の状況その他当社が必要と判断する事項について調査報告(資料の提出を含みます。)を求めたときは速やかにこれに応じるものとします。
- 第22条(公正証書の作成)
- 借主および連帯保証人は、当社から請求を受けた場合には、借主および連帯保証人の費用負担により、ただちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続をとります。
- 第23条(諸法令等への適用)
1. 借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、申込にあたり当社に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む)するものとします。また、借主は、本人確認書類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。
 2. 借主は、当社がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。
- 第24条(準拠法・合意管轄)
1. この契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 借主および連帯保証人は、本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟の如何に関わらず当社の本社・各支店・各センター・営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- 第25条(連帯保証)
1. 連帯保証人は、本契約の条項を承認のうえ、借主が本契約によって、当社に対して負担する一切の債務について、借主と連帯して履行するものとします。
 2. 当社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても当該請求の効力が生じるものとします。
 3. 連帯保証人は、当社がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
 4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、当社と借主との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している借主の他の残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。
- 第26条(債権譲渡等)
1. 借主は、当社が将来この契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条において「信託を含む。’)すること及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾するものとします。
 2. 借主は、当社の事前の書面による承諾なくして本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならないものとします。
- 第27条(承認及び通知)
1. 借主または連帯保証人が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき(単純承認を行った相続人が二人以上いる場合に限り)は、単純承認に係る相続人は速やかに本契約に基づく債務または連帯保証債務の承継について当社の承認を受けます。
 2. 借主および連帯保証人は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合においては、直ちに当社に通知するものとします。
 - (1)借主または連帯保証人が死亡したとき(前項に掲げる場合を除きます。)
 - (2)借主または連帯保証人について第16条第1項(5)に該当する等、財産もしくは経営に重大な変化が生じたときまたは生ずるおそれがあるとき
 - (3)担保物件について第16条第1項(6)から(12)のいずれかに該当したとき
- 第28条(代わりの証書等の差入れ)
- 借主および連帯保証人は騒乱、災害等当社の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合で当社から請求を受けたときは、代わりの証書等を差し入れるものとします。
- 第29条(当社判断による融資実行のとりやめ)
- 借主は、本契約に基づく借入が実行されるまでは、当社が、当社の任意の判断により融資の実行をとりやめても異議ありません。
- 第30条(対象商品および融資条件)
1. 本契約に基づく当社からの借入金の使途は、借主が当社に対して別途差入れた資金使途確認書類等に記載の商品およびサービスの購入のためのものとします。
 2. 借主は、別途金融機関から住宅ローンに係る金銭を借り入れることを条件に、当社から本契約に基づく借り入れを行うことができるものとします。
 3. 借主は、本契約に基づく当社からの借入金は、第三者に賃貸する目的の物件等の投資用物件の取得資金および取得に伴う諸費用(以下「取得資金等」といいます)に使用しないことを確約します。万一、投資用物件の取得資金等に利用したことが判明した場合は、借主または連帯保証人は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 第31条(情報提供)
1. 借主は、本契約の締結に先立って、保証人(個人に限ります。’)に対し、次の各号に定める情報を提供したことおよび当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人(個人に限ります。’)は、借主から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。
 - (1)借主の財産および収支の状況
 - (2)借主が本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3)借主が本契約に基づく債務の担保として他に提供しまたは提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
 2. 借主は、当社が保証人(借主の委託を受けていない保証人を含みます。)から借主の本契約に基づく債務の履行状況について請求を受けた場合には、当社が保証人に対して、民法第458条の2所定の情報を提供することについて異議ありません。
 3. 借主は、借主が第16条に基づき期限の利益を喪失した場合には、当社が保証人に対して、民法第458条の3第1項に基づき、その旨を通知することについて異議ありません。
- 〈貸金業務に係る 指定紛争解決機関〉
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

【個人情報の取扱に関する同意条項】（全体を通じて「本条項」といいます）

第1条（個人情報の取得、登録、利用、保有の同意）

金銭消費貸借契約申込者（以下「申込者」という。）、連帯保証人予定者及び担保提供者予定者（金銭消費貸借契約、連帯保証契約又は担保提供契約が成立した場合の契約締結者を含む。以下、これらを総称して「申込者等」という。）は、株式会社アプラス（以下「当社」という。）が、金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約を含む申込者等と当社との取引（以下「お取引」という。）に係る次の個人情報（変更後の情報を含む。）を、第2条(1)の業務において同条(2)の利用目的の達成に必要な範囲で、保護措置を講じた上で取得し、さらに当社が必要であると認めた場合には、当社が、申込者等の登記事項証明、住民票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含む。）、及びインターネット等から、申込者等の個人情報を取得し、それら申込者等の個人情報に登録、利用して、当社の定める期間（ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。）保有することに同意します。

- (1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）、契約書等に申込者等が記載した属性情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、勤務先（お勤め先の内容）、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、資産負債、運転免許証等の記号番号、申込者等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報等の申込者等の属性に関する情報）（お取引開始後に当社が申込者等からの通知等により知った変更情報を含む。）
- (2)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する契約情報
- (3)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する取引情報
- (4)申込者等の信用判断のための情報（申込者等の資産、負債、収入、支出、当社とのお取引の取引情報（利用残高、月々の返済状況等）、お取引の現在の状況及び履歴に関する情報等）
- (5)本人確認のための情報（当社が必要と認めた場合に、申込者等の運転免許証、パスポート等から、本人であること及び本人の居所を確認するために得た情報）
- (6)その他当社が取得した申込者等とのお取引に関する情報

第2条（個人情報を利用する業務と利用目的）

- (1)第1条に定める個人情報（以下「個人情報」という。）を利用する当社の業務は次のとおりとします。
- ①クレジットカード業務等包括信用購入あっせん業務
 - ②オートローン・ショッピングクレジット等個別信用購入あっせん業務
 - ③ローンカード・融資等金銭貸付業務
 - ④銀行ローン等保証業務
 - ⑤集金代行業務
 - ⑥リース及びリースの代行業務
 - ⑦生命保険・損害保険の代理業務
 - ⑧その他当社が営むことができる業務及びこれらに付帯する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- (2)当社が個人情報を利用する利用目的は次のとおりとし、当該利用目的の達成に必要な範囲において第1条の個人情報を利用することに同意します。ただし、以下の③から⑥については、第1条(1)、(2)の個人情報のみ利用します。
- ①与信（保証審査・途上与信を含む。）を行うため、与信後の管理のため
 - ②与信判断を伴わない各種取引の申込受付、契約締結、事後管理のため
 - ③市場調査、商品開発、金融商品・サービスに関する各種ご提案のためアンケート実施、データ分析、システム開発、システム保守・運用等
 - ④お客様向け企画、宣伝物・印刷物等による営業案内のためDMの送付、懸賞企画の実施、ご案内メールの送信等
 - ⑤当社が、当社の親会社、子会社、グループ企業、提携企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動をするため
 - ⑥お客様からのお問合わせ事項、ご要望事項に回答、対応するため 当社商品のご提案、当社に対するご意見・ご質問の回答等
 - ⑦税務・会計処理のため 納税、償却処理等
 - ⑧加盟店取引のための加盟審査（途上審査を含む。）、取引管理・取引内容及びトラブルの未然防止のため
 - ⑨クレジットセンター、コーリングセンター等での電話応対者の応対評価・教育研修に生かすため
 - ⑩防犯・安全管理のため
 - ⑪犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行、提携契約の履行、訴訟への対応
 - ⑫上記のほか契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行等のため

第3条（個人情報の第三者への提供、共同利用の同意）

- (1)申込者等は、以下の当社の関連会社における今後のお取引の与信判断、与信後の管理のために、当社が第1条に定める個人情報を当該関連会社と共同利用することに同意します。
- 【個人情報当社と共同して利用する当社の関連会社】
- 名 称：株式会社アプラスフィナンシャル
住 所：〒556-8535 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
（共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス）
- (2)申込者等は、申込者等が所在不明又は病気、意識不明等の障害を受けたことが当社の調査により確認され、申込者等の親族等関係者から当社に対し任意に申込者等の債務の弁済を行う旨の申し出がなされたときは、当社は、関係法令の許す範囲内で、申込者等の親族等適切な範囲の関係者に対し、当該親族等から要請のあった申込者等の第1条(2)及び(3)の個人情報を開示することに同意します。
- (3)申込者等は、当社が、申込者等の本人確認等のため、申込者等の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書を申請するために必要な範囲で、個人情報を市町村長又は登記官に提供することに同意します。
- (4)申込者等は、当社が、事業承継若しくは債権その他の財産の譲渡の事前協議又はデューデリジェンス（資産査定）のために、個人情報を承継先、格付機関、法律事務所、会計事務所等へ提供することに同意します。

- (5)申込者等は、申込者等から、他の申込者等に係る金銭消費貸借契約又はこれに附随する連帯保証若しくは担保提供に関する情報の開示の請求があった場合は、当社が当該他の申込者等に関する第1条(2)及び(3)の個人情報を提供することに同意します。
- (6)当社は、個人情報の第三者提供及び共同利用において、適切な個人情報の安全保護措置を講じ、個人情報の管理について責任を負うものとし

第4条（新生銀行グループにおける共同利用）

申込者等は、当社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます。）およびそのグループ企業（ただし、当社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報（ただし、次条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとし

- ①申込者等への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
 - ②申込者等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
 - ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
 - ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第5条（登記原因を証する情報としての提供の同意）

申込者等は、お取引に係る登記の申請の際、登記原因を証する情報としてお取引に係る契約書又はその写しが提供されることに同意します。また、提出された登記原因を証する情報が不動産登記法第121条第2項により利害関係人に対して閲覧に供されることについて異議はありません。

第6条（個人情報信用情報機関への提供・登録・利用の同意）

- (1)申込者及び連帯保証人予定者は、当社が与信及び与信後の管理業務のため、当社の加盟する個人情報信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」という。）及び当該機関と提携する個人情報信用情報機関（以下「提携機関」という。）に照会し、申込者及び連帯保証人予定者の個人情報登録されている場合には、貸金業法により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)申込者及び連帯保証人予定者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、当社の加盟する個人情報信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報信用情報機関及び当該機関と提携する個人情報信用情報機関の加盟会員により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力に関する調査（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）の目的に限り、利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払いを遅延等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- (3)加盟機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人情報信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
- 株式会社シー・アイ・シー（略称C I C）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F
ナビダイヤル：0570-666-414
ホームページアドレス：https://www.cic.jp/
- (4)上記加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。また、これらの項目以外に、官報情報、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。
- (5)提携機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下の通りです。
- ①全国銀行個人情報センター（略称K S C）
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
T E L：03-3214-5020
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
 - ②株式会社日本信用情報機構（略称J I C C）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル5号館
ナビダイヤル：0570-055-955
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
- ※各個人情報信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人情報信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第7条（個人情報の預託等の同意）

- (1)申込者等は、当社が事務処理（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2)申込者等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条(1)、(2)、(3)の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

名 称： エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住 所： 〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
名 称： アルファ債権回収株式会社
住 所： 〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目12番8号
住友不動産秋葉原ビル

第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1)申込者等は、当社及び第3条、第5条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先等並びに第6条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- ①当社に開示を求める場合には、本規定の末尾記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページにおいてもお知らせしております。
- ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第6条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
- ③当社の提携先等に対して開示を求める場合には、当社に連絡してください。
- (2)前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

第9条（本条項不同意の場合の措置）

申込者は、申込者等の中に本同意書の内容（第2条(2)②乃至⑥を除く）に同意しない者がいる場合、または第2条(2)②乃至⑥および第4条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社がこれを理由として金銭消費貸借契約の締結を拒否することがあることに同意するものとします。

第10条（個人情報利用・提供停止の申出）

本同意書に基づき当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等が第2条(2)②乃至⑥および第4条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。

第11条（契約が不成立の場合の同意）

申込者及び連帯保証人予定者は、金銭消費貸借契約又は連帯保証契約が不成立の場合であっても、本同意書に係る個人情報の利用、提供を停止できないことに同意します。

第12条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合せ先は下記のとおりです。

●個人情報の取扱いに関する窓口

住 所： 〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9番1号 ビーロット江坂
担当部署： 株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号： 0570-001-770（ナビダイヤル）
U R L： <https://www.aplus.co.jp/>

2021年9月

マイホームプラン(パッケージ型)、
マイホームプランワイドをご契約いただく方へ



Tポイントを貯めるなら

Tカードプラス (アプラス発行G)



Tカード プラス(アプラス発行G) お申込・入会特典

1

Tカード プラス(アプラス発行G) への新規ご入会とご利用で
Tポイントプレゼント



T-POINT

3,000ポイント **もれなく**

Tポイント3,000ポイントプレゼント
の対象となるためには、2つの条件を
満たす必要があります。



条件1 Tカード プラス(アプラス発行G) の新規ご入会

条件2 入会月を含む3ヶ月間に

カードショッピング合計3万円(税込)以上のご利用

- カードのご入会に際しましては、所定の審査がございます。
- カードのお申込みから発行までに1ヶ月程度かかる場合もございます。
- Tカード プラス(アプラス発行G)に新規でお申込みいただき、入会月を含む3ヶ月間にカードショッピングを合計3万円(税込)以上ご利用いただいた方がTポイント3,000ポイントプレゼントの対象となります。
- 入会月を含む3ヶ月間のカードショッピングご利用分のうち、アプラスで売上データを確認できたものが対象となります。
- カードキャッシングご利用分は対象外です。

- ポイント付与は、カードご入会月の5ヶ月後を予定しています。
- ご入会月は、カード発行時に同封されるカード台紙に記載されているカード入会日の属する月となります。
- ポイント付与時期は予告なく変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ポイント付与時点で有効なカードをお持ちでない場合、ポイント付与の対象外となります。

2

「マイホームプラン(パッケージ型)」または
「マイホームプランワイド」と
Tカード プラス(アプラス発行G)の**同時申込**で、
マイホームプラン(パッケージ型)または
「マイホームプランワイド」の**金利を年0.25%優遇**

<マイホームプラン(パッケージ型)>

借入金額200万円・借入期間35年(毎月均等返済)・Aプラン団信なしのケース
[金利3.50%(長期プライムレート+2.50%)・事務手数料55,000円(税込)]

2021年1月1日現在

	毎月返済金額	差額	総返済金額	差額
Tカード プラス(アプラス発行G)に ご入会いただいていない場合	8,265円	—	3,471,665円	—
Tカード プラス(アプラス発行G)に ご入会いただいた場合のお客様メリット (金利を年0.25%優遇)	7,978円	▲ 287円	3,351,050円	▲ 120,615円

※事務手数料(税込)は、融資実行時にご融資金より差引きとなります。 ※金額は目安です。端数処理の都合上若干の誤差が生じる場合があります。

3

万一空き巣被害に遭われた
際、空き巣見舞金(1年間の
上限5万円)をお支払します

※見舞金の支払い条件については、Tカード プラス(アプラス発行G)見舞金規定
をご参照ください。

●お問合せ

株式会社アプラス

0570-008-789 (有料)

受付時間/9:30~17:30(日祝休)

※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または
06-6368-7254におかけください。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないよう
ご注意ください。

ホームページ <https://www.aplus.co.jp>